

郷土資料

昭和五十三年五月二十八日

第五十七回

郷土研究会資料

新方庄及び向畑の伝説

(新方陣屋)

発表者

石塚吉男

(越谷市郷土研究会 副会長)

資料目次

- 一、新方庄の成立
 - 二、新方庄の範圍
 - 三、春日部氏
 - 四、清淨院領檢地帳
 - 五、新編武蔵風土記稿の向畑村（化政期）
 - 六、武蔵国郡村誌の向畑村（明治初期）
 - 七、向畑の伝説（新方陣屋）
- 以上越谷市史同郷土研究会資料

(一)

新方庄の成立

「金沢縣名寄文書」

嘉元三年（一三〇五年）下総国河辺新

方分

嘉應元年（一三三六年）下総国新方

新方檢見帳 十丁めん分 おま分

「新方莊一被目香取社」一ノ割香取神社

鰐口銘 享徳三年（一四五四年）

「新方庄長宮香取社」長宮香取神社鰐口

銘 文明六年（一四七四年）

「大日本史料」

延元元年（一三三六年）春日部重行

及びその子 若法師宛 南朝方の領地

「宛行状」 下総国下河辺庄春日部郷

延文六年（一三六一年）市場祭文

「下総国下河辺庄春日部市」

(二)

新方庄の範圍

北限 古隅田川 南限 元荒川 古利根川合流處

西限 元荒川 東限 古利根川

中島、増森、増林、大吉、向畑、川崎、大杉、大松、

船渡、大泊、大枝、大場、中野、薄谷、一ノ割

川久保、春日部、浜川戸、八木崎、新方袋、

中曾根、増富、長宮、大口、大谷、大戸、新方

須賀、大森、三ノ宮、大道、大竹、上間久里、下間

久里、大里、大林、太房、大沢、小林の各旧村区域

後に平方 備後

「大沢 猫の尻」 福井 猷貞著（抄）

一 當時之義永禪之頃迄ハ下総の地成しを、元龜

天正之間岩槻城主太田十郎氏房之時共 又其以前

太田右衛門太夫蓮蔭之領内之節共、西ハ古利根川

東ハ元荒川の内を、武洲崎至郡ニ付屈せし中へ新

しき方と云を以領名とせし也、新方領元郷は

粕壁町也

附 宝永元年生水之ハ西新方領と有之東西之誤

不詳

(三) 春日部氏

下総国下河辺庄春日部郷地頭職

寿永三年(一一八二年) 杉戸下高野 阿弥陀

寺(永福寺)檀那衆

春日部右兵衛尉実光 同息実景

下河辺庄司行平 同政義 大川戸太郎行

野々党 多名、鬼窪、白岡、茨江等

延元元年(一一三六年) 大日本史料

春日部滝口左衛門尉紀重行宛行状

上総国山辺南郡 下総国下河辺庄春日部地頭

職止方方妨可令行者、天氣如此悉之以状

延元元年三月二十二日 左中弁

春日部滝口左衛門尉重行館宛

(四) 寛永六年九月 大松清淨院領地檢地帳

表紙 「寛永六年己九月二十日」

武州騎西郡東新方之内 六村清淨院寺領
御換地帳

案内者

八郎右三門
左三門
九郎左三門

舟戸村富喜左衛門打口

九間半
八間半
下田四畝拾貳步
清淨院

四拾貳步
貳拾間
上田貳反九畝拾六步
同人

世迄間
拾八間
中田壹反八畝拾八步
同人

拾八間
拾貳步
下田九畝七步
同人

川崎村石吉兵衛打口

拾貳間
拾五間
上島六畝步
清淨院

八畝貳間
拾八間
上島四反九畝六步
同人

大杉村同人打口

拾間
三間
中島壹畝步
清淨院

貳拾九間
八畝
上島七畝貳拾貳步
同人

拾四間
拾四間
中田四畝貳拾五步
同人

貳拾七間
貳拾貳間
中田壹反八畝貳拾七步
同人

七間半
八間
下田貳畝步
同人

六畝半

下田走畝拾五步

清淨院

拾六畝

上島走畝貳步

同人

世畝半

上田走畝貳拾六步

同人

拾七畝

上島四畝拾六部

同分 民部

拾八畝

上島四畝貳拾四步

同分 清右衛門

大松村同人打口

六畝畝

上島走反八畝步

同分 二郎左衛門

拾五畝

上島走反七畝拾貳步

同分 同人

拾六畝

上島六畝貳拾八步

同分 同人

拾三畝

下島走反貳畝四步

同分 九郎左衛門

向島村八木三郎兵衛打口

六畝畝半

中島四反七畝貳拾八步

清淨院

上田 三反九畝四步

中田 四反貳畝拾步

下田 走反七畝四步

上島 走町七畝貳拾八步

中島 四反八畝貳拾八步

下島 三反貳畝四步

田島合 貳町八反七畝拾八步

右の分神谷孫五助殿御縄之時分、孫五助殿

備前様御談合被成 御朱印御取可被下由二

而御除候由寺被申候 御朱印無御座候間 御耳

寄衆に御談合可被成候

御帳奉行衆

若 吉兵衛

成六郎右衛門

長谷 三右衛門

里付四枚

一六 (五) 新編武蔵風土記稿 (抄)

○向畑村附持添新田

向畑村は古へ近村大吉・川崎・大杉・大松・般渡等の五ヶ村の向畑にて、その村々持添の地なりしを、いつの頃にや一村に立しをもて、かく名付しと云されど正保の頃の郷帳には見えす。

元禄改正の国図にはその名初めて見ゆれば、其一村立し年代推て知らる、江戸より行程七里半、民戸六十余、村の広さ東西十町余、南北二丁余、東は増林村、北より西は川崎村に隣り、西は大杉村、南より西へかゝりては弥十郎村、邊の方は大吉村なり、水利は松伏溜井より引く、古より御料所なり、検地は前村に同じ、又弥十郎の内に当村の飛地あり、この余持添新田ありて、明和七年遠藤兵右衛門検地せり、

高礼場 中ほどにあり

小名 根堀

古利根川 東の方を流る巾八十間許

香取社 村の鎮守、千蔵院持末社妙儀

稻荷 雷電、疱瘡神

○千蔵院 新義真言宗 葛飾郡野田村金栗院内徒梅竜山と号す、

本尊不動尊、水神社、観音堂

○華光院 同宗 足も野田村報恩寺内徒

山王山と号す、本尊薬師、山王社

観音堂

(六) 武蔵国郡村誌 向畑村

本村 古来新方領に属す

疆域

東は古利根川を界として葛飾郡松伏村に対し、南は本郡大吉村と小栗畦畔を界し、西は弥十郎村、北は川崎村と耕地を接す

幅員

東西二十町 南北二町二十間

管轄沿革

天正十八年度寅 徳川氏の有となり
後の代官の所轄に属す 維新の初 武蔵
県知事に隸し 明治二年己巳正月大宮県
と改称 四年辛未十一月 埼玉県の管轄と
なる

なる

里程

元標 村の中央より北の方字元荒甸に
あり 埼玉県庁より東少北六里
四隣 松伏村へ十七町 五十間 大吉利へ七町
弥十郎へ十二町三十間 川崎村へ七町
近傍 越谷宿へ一里

地勢

東に古利根川を帯ぶ 運輸便利 薪炭乏し

地味

色赤黒砂を交へ 米麦に適す 時々水害を
被る

税地

田十七町三反六畝二十一歩 畑二十四町六
三畝十六歩 山野七反一畝二十二歩
総計 四十二町七反一畝二十九歩

字地

本荒甸 村の東にあり 東西八丁 南北二丁
堤外 本荒甸の東南に連る 東西十一町
南北一町 沼尻 立野の西に連る 東西二
十九町 南北二町五十間 新田 沼尻の西に連
る 東西一丁二十六間 南北五町三十間

貢租

地租 米八十五石四斗六升二合 金七十四円
三十四匁五厘 賦金九円七十匁 総計
米八十五石四斗六升二合 金八十四円四匁
五厘

戸数

本籍 六十戸 平民 社一戸 村社 寺一戸

新義真言宗 総計 六十二戸

人口

男百八十二口 女二百四口 総計 三百

八十六口

牛馬

壯馬 三頭

舟車

渡船一艘 農船十艘 小舟四十一艘

河渠

古利根川 三等河に属し 深処七尺 浅処四

尺 広処八十五間 狭処五十六間 緩流澄清

舟筏通す堤防あり 村の北方川崎村より来り

南方大吉村に入る 其間十四丁十七間 耕作渡

村道に属し 村の東方古利根川の下流にあり

渡船一艘 私渡 用水 深三尺巾二間 村の

東方古利根川より分れ 北方川崎村に入る

其間二町五十間 用水 深三尺巾九尺 村の南

方古利根川より分れ 北方川崎村に入る 又本村に

来り 南方大吉村に入る 本村に係る長九町以上

全村の用水に供す 台畑橋 村道に属し 村の

西方用水の上流に架す 長一町半巾五尺 石造、

津切橋 同上村の西方用水の中流に架す

十間堰 深四尺巾六間の西方大吉村に入る

其間五町三十八間 全村の悪水を落下す、

十間橋 村道に属し 村の西方十間堰の上流に

架す 長四間巾八尺 土造、根堀橋 同上村の西

方用水の中流に架す 長九尺巾五尺 石造、

皿沼橋 同上前橋の上りあり 同上

道路

粕壁道 村の南方大吉村界より 北方川崎村界に至

る 長八町五十八間巾二間 碓氷場 村の

東方にあり

堤塘

古利根川堤 古利根川に沿ひ村の南方
大吉村界に至る長十一町四十間馬踏
二間堤敷三間修繕費用は民に属す

神社

香取社 村社社地東西十一間南北三十
五間面積三百八十五坪村の東にあり経津
主命を祭る祭日二月十一日 六月九月
二十一日

佛寺

花光院 東西二十六間南北十七間三尺
面積四百五十五坪村の東にあり新義真
言宗下総国葛飾郡報恩寺の末派なり
僧祐円を以て中興の祖とす

物産

米二百五十一石八斗二升、大麦二百七拾四石五斗
一升 小麦十七石二斗、大豆七十石、桃

二十石六斗四分、木綿四百二十メ目、

藁筵十二百枚、小箱七万式十六百箇、

○米麦の余^よ臘^{えい}製造物共越谷宿に輸出す

民業

男女農を専とす、

(七) 向畑の伝説

○「大沢町古馬宮」江沢昭融編 抄

○向畑村 新方三郎の事

一、新方領向畑村陣屋と字する百姓の家
に古く持伝へし懸物ニ修験様の僧形にて
座像の画也、之を新方三郎といふ者の肖像
なりと申伝、又古き短刀ありしと云、又毫
寸四方と大なる寒^{かえ}式^{しき}つ持伝へし由、此古
身にて疫病狐付の病人に見する時ハ忽
ち平癒するといふ、

里俗曰大坂の頃の大名ニ新方三郎といふ
人此辺ニ宅万三千石の知行ありしと、其頃向畑

村に右新方氏の陣屋ありしと、其陣屋守も岩井弥右衛門といふ、此の弥右衛門後に修験になり同村花向院といふに住職ス、其弥右衛門の像を誤て三郎の像といふ由、近き頃まで弥右衛門の子孫有縁の者あり、惣領は中風の病にて村内の厄介人となり、二女は宝珠花村附近並木村名主 伝右衛門といふへ嫁ス、右弥右衛門の子孫不如意になりて村内百姓初右衛門といふ者ニ地面を賃物に渡し、其節右肖像の掛物を何ほどにてても不苦候間求呉様由といへとも、望無之由にて不相求古並木村へ懸物ハ持参す、今初右衛門方ニあるは空なりと云、毎年六月八日ニ祭るといふ、

附花向院ニ岩井弥右衛門所持の短刀あり、栗田口義光作のよし、什器となりしが時の住職買入杯ニ遺スといへともたゞりありいふて、賃屋より利分を捐毛して歸す事

度々なりしとて如何なるわけニヤ、其の短刀は今ハ大さかみの中村万五郎の手ニありて、此者の所持なりと承る、是以古き事にてはなく、文化の頃の事のよし、

②「大沢狐の爪」

福井 猷貞著 抄

一花話ニ向畑村陣屋耕地ニ新方三郎と云し者有之右領内中へ新方領と申由、此説作話にて信用しかたし

併右村内に陣屋構之處有之、新方三郎及び郎等十七軒有之処、十二月ニ十二日雪中餅搗之夜小田原勢貴寄被相亡候、依之新方殿ハ降参法師武者ニ成寺に入陰翳致候、郎等十七軒之ものは皆々百姓ニ相成り申候、依之未年内ハ餅搗不申、若餅而己つき申候事

③「新方領六ヶ村栄広山浄土寺清浄院由緒」

著 庫書

。新方向畑の新方大靈神は、俗に謂う

新方様と称す、其先子葉氏の余裔新方
大領頼員は源義家朝臣の催促に応じて、
奥州に戦功多し、前太平記に著す所の
新方次郎頼員是也、

其十六代玄番允基頼五代新方頼希八
條と戦ひ、克く八條路に其地を略す、

永正辛巳榮広山文譽上人新方俗姓たるが
故に、兵を率い八條を遂い旧領を平吞
す、上人上人の功を賞し其靈を祀り

顯号して新方様と称す、後年祠堂破
損して營む人なし、上人の尊像を描き、
其の忌日を祀るのみ、

方向畑新方様伝由

以下略